

平成29年度北海道水域利用調整区域の指定について

(1) 石狩浜海水浴場（石狩市弁天町地先）

- 指定期間：平成29年7月1日から8月20日まで（海水浴場開設期間中）
- 指定区域：海水浴場の区域から沖出し50m、左右50m拡大させた区域水域
※ 遊泳区域⇒（沿岸線延長800m、沖出し30m）
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行禁止

(2) おたるドリームビーチ海水浴場（小樽市銭函3丁目75番地地先）

- 指定期間：平成29年6月24日から8月31日まで（海水浴場開設期間中）
- 指定区域：海水浴場の区域から沖出し50m、左右50m拡大させた区域水域
※ 遊泳区域⇒（沿岸線延長900m、沖出し60m）
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行禁止

(3) サンセットビーチ銭函（小樽市銭函3丁目）

- 指定期間：平成29年7月1日から8月31日まで（海水浴場開設期間中）
- 指定区域：海水浴場の区域から沖出し140m、右30m拡大させた区域水域
※ 遊泳区域⇒（沿岸線延長230m、沖出し70m）
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行禁止

(4) 銭函ヨットハーバー（小樽市銭函3丁目46番地）

- 指定期間：平成29年6月24日から8月31日まで
- 指定区域：海岸線延長250m、沖出し左側250m、右側210m
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行禁止

(5) 銭函海水浴場（小樽市銭函3丁目）

- 指定期間：平成29年7月1日から8月27日まで（海水浴場開設期間中）
- 指定区域：海水浴場の区域から沖出し220m、左陸側のみ50m拡大させた区域水域
※ 遊泳区域⇒（沿岸線延長430m、沖出し30m）
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行禁止

(6) 蘭島水域（小樽市蘭島1丁目）

- 指定期間：平成29年7月14日から8月31日まで（海水浴場開設期間中）
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行禁止

① 蘭島海水浴場

- 指定区域：海水浴場の区域から沖出し30m、
右側漁業施設まで、左側漁業施設まで
※ 遊泳区域⇒（沿岸線延長800m、沖出し70m）

② 水産動植物増殖施設

- 指定区域：フゴッペ地区 施設から沖出し100m拡大させた区域水域
シマベリ地区 施設から沖出し100m拡大させた区域水域

(7) 浜中・モイレ海水浴場（余市郡余市町浜中町）

- 指定期間：平成29年7月21日から8月16日まで（海水浴場開設期間中）
- 指定区域：海水浴場の区域から沖出し50m、左右50m拡大させた区域水域
※ 遊泳区域⇒（沿岸線延長500m、沖出し50m）
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行禁止

【参考情報】

◎平成29年6月23日 北海道公報 第2895号

北海道公報のホームページ（北海道公式ホームページ内）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bsh/koho/index.htm>

◎プレジャーボート等の事故防止に関するページ

危機対策課のホームページ（北海道公式ホームページ内）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/pb/pb.htm>